



緊急事態宣言影響事業者支援金

鹿沼市では、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言に伴う飲食店の営業時間短縮や、不要不急の外出・移動の自粛により影響を受け、売上が減少した事業者には支援金を支給します。

交付要件及び交付額

(売上減少率の算出方法は裏面参照)

	交付区分	交付額
(1)	国の一時支援金給付決定者(2021年1~3月いずれかの売上が2019年又は2020年同月比で50%以上減少)	1事業者あたり 法人 10万円 個人 5万円
(2)	(1)に該当しない売上減少率30%以上の事業者	1事業者あたり 10万円

※いずれも緊急事態宣言に係る時短営業要請や不要不急の外出・移動の自粛の影響で売上が減少した事業者が対象です。なお、営業時間短縮協力金を申請した飲食店等や、営業時間短縮の要請に従わなかった飲食店等は本支援金の対象外です。

対象者 次のいずれの要件にも該当する者

1 法人(中小法人等)

- (1) 2021年3月1日時点において次の①又は②のいずれかの要件に該当すること。
ただし、組合若しくはその連合会又は一般社団法人は、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が個人又は次の①又は②のいずれかの要件に該当する法人であること。
 - ① 資本金の額又は出資の総額(基本金を有する法人は基本金の額、一般財団法人は当該法人に拠出されている財産の額とする。以下同じ。)が10億円未満であること。
 - ② 資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員数が2,000人以下であること。
- (2) 市内に本社または事業所を有すること。
- (3) 2020年12月以前から事業収入を得ており、引き続き事業継続する意思を有すること。
- (4) 市税の滞納がないこと。

2 個人事業者

- (1) 次の①又は②のいずれかに該当する者。
 - ① 市内で事業を行っている者
 - ② 市内に住民登録している者
- (2) 上記1の(3)及び(4)に該当する者であること。

不交付要件

以下に該当する者は対象外となります。

- ・公共法人
- ・性風俗関連特殊営業等を行う者
- ・政治団体、宗教上の組織又は団体
- ・暴力団、またはその密接関係者
- ・団体運営において市から補助金等を受けている者 等

申請方法

必要書類(裏面参照)を下記協力機関へ郵送してください。

鹿沼地域の事業者…鹿沼商工会議所 〒322-0031 鹿沼市睦町287-16 ☎65-1111
 栗野地域の事業者…栗野商工会 〒322-0305 鹿沼市口栗野1655-1 ☎85-2281

申請書類は鹿沼市ホームページよりダウンロードできます。

※書類は市役所、各コミュニティセンター、鹿沼商工会議所、栗野商工会にも設置してありますが、3密を防ぐため、ホームページからのダウンロードにご協力ください。

受付期間

2021年4月19日(月)~2021年6月30日(水) (当日消印有効)

必要書類

> 全事業者共通

書類名	内容等
申請書	様式第1号
納税証明書	鹿沼市提出用の完納証明書（発行日から3か月以内のもの）
同意書兼宣誓書	様式第8号 ※代表者又は個人事業者が自署したもの
振込先口座の通帳の写し	預金通帳（金融機関名、口座名義、口座番号が確認できるページ（通帳の見開き）等）の写し
事業所の所在地等が確認できる書類	法人：登記事項証明書（発行日から3か月以内のもの）等 個人：確定申告書又は開業届等の写し
本人確認書類の写し（個人事業者のみ）	申請者の氏名・住所・生年月日が確認できる書類（運転免許証（両面）、マイナンバーカード（表面）等）
請求書	様式第3号
提出書類一覧表	様式第9号

> 交付区分(1)の場合（国の一時支援金対象者）

国の一時支援金の給付が確認できる書類	国の一時支援金が給付された旨の通知等の写し
--------------------	-----------------------

> 交付区分(2)の場合（交付区分(1)に該当しない売上減少率30%以上の事業者）

売上高計算書	様式第2号
売上状況を示した書類	2021年1月～3月までの各月の売上高が確認できる帳簿等
2019年度及び2020年度の確定申告書等の写し	<p>収受日付印の付いた確定申告書等の控え</p> <ul style="list-style-type: none"> ※1 e-Taxによる申告の場合、受付日時の印字、又は受信通知メールの添付があること ※2 2019年1月～3月及び2020年1月～3月までをその期間に含むすべての確定申告書等の控え ※3 確定申告義務がない場合、その他合理的な事由がある場合は、住民税の申告書の控え ※4 主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者として申請する場合は、基準年の確定申告第一表の「収入金額等」の「事業」欄に記載がないこと（又は0円） ※5 適正に確定申告等を行うこと
取引実態が確認できる書類	2019～2021年までのうち、商品・サービス提供先（個人顧客も含む）との取引実態が確認できる請求書の控え及びその入金が確認できる書類（通帳等）又は領収書の控え等の写し（異なる年の任意の2件分）
取引先情報確認書	様式第10号
事業による収入であることが確認できる書類 （主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者のみ）	業務委託契約であることが確認できる書類の写し（下記のうちいずれか2つ） <ul style="list-style-type: none"> ①業務委託契約書 ②業務委託者発行の支払調書又は業務委託者の署名のある支払明細書又は源泉徴収票（源泉徴収票は①との併用） ③報酬が支払われたことがわかる通帳

➤ 交付区分(2)のうち、営業時間短縮の要請に従ったが、協力金を申請しなかった事業者

書類名	内容等
営業許可証の写し	食品衛生法に基づく営業許可証の写し
従来の営業時間、営業時間短縮及び酒類の提供時間の状況が確認できる書類	<ul style="list-style-type: none"> 従来の営業時間が確認できる書類 時短営業要請期間中の営業時間の短縮（又は休業）の状況（実施期間及び時短営業中の営業時間）が確認できる書類 時短営業中の酒類の提供時間が確認できる書類 ※いずれも、看板や店頭に掲示した案内、ホームページ等
時短営業の要請に従ったこと示す申立書	申立書の例を参照（ホームページに掲載） ※代表者名又は個人事業者名を自署したもの

売上減少率算出事例

$$\text{売上減少率} = \{1 - (\text{【A】} / \text{【B】} \text{ 又は } \text{【C】})\} \times 100$$

事例① 個人事業者Aさん 青色申告 2015年4月創業

2021年度【A】			2020年度【B】			2019年度【C】		
1月	2月	3月	1月	2月	3月	1月	2月	3月
20	30	30	30	30	30	60	60	60

2020年度減少率				2019年度減少率			
1月	2月	3月	年平均	1月	2月	3月	年平均
33.4%	0%	0%	33.4%	66.7%	33.4%	33.4%	66.7%

⇒ 比較年：2019年、対象月：2021年1月のとき、減少率が50%以上のため、国の一時支援金を受給している場合は、**支給区分（1）に該当**

※その他要件を満たしていることが条件

事例② 個人事業者Bさん 白色申告 2000年9月創業

2021年度【A】			2020年度【B】		2019年度【C】	
1月	2月	3月	年間	年平均	年間	年平均
40	30	40	600	50	480	40

2020年度減少率			2019年度減少率		
1月	2月	3月	1月	2月	3月
20.0%	40.0%	20.0%	0%	25.0%	0%

⇒ 比較年：2020年、対象月：2021年2月のとき、減少率が30%以上50%未満のため、**支給区分（2）に該当**

※その他要件を満たしていることが条件

△ 注意事項 △

支援金の不正受給は犯罪です。

不正受給が発覚した場合には、事業者名の公表や警察への通報等の措置を行う可能性があります。

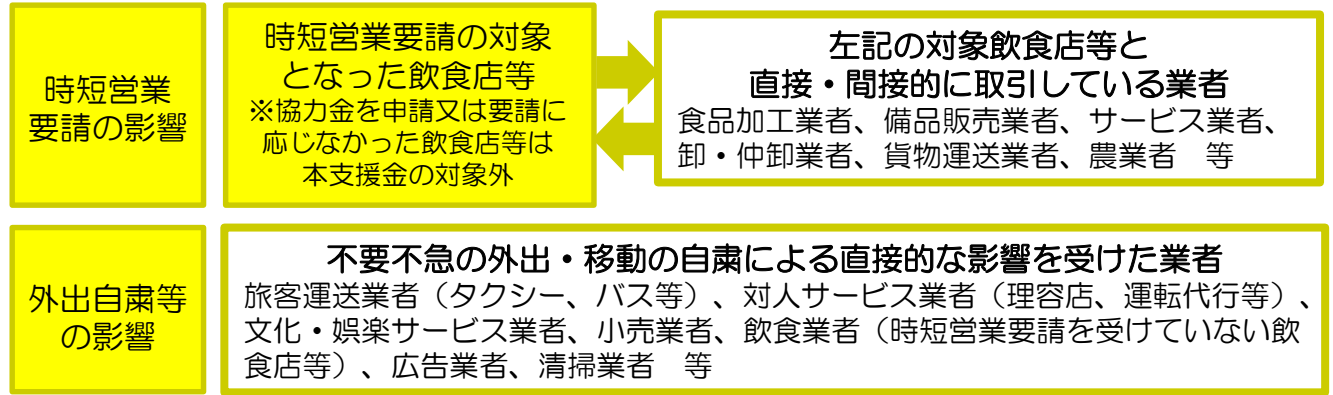


経済部 産業振興課 産業振興係

よくある質問

Q. どんな業種が対象となりますか。

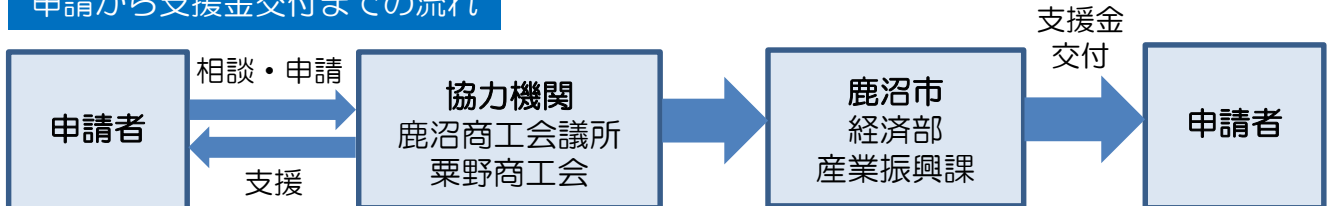
A. 本支援金は、業種に関係なく、緊急事態宣言に係る時短営業要請や外出自粛等の影響を受けた事業者が対象となります。売上の減少率が要件を満たしていても、緊急事態宣言の影響によるものでない場合は対象外となります。また、営業時間短縮協力金を申請した飲食店等や、営業時間短縮の要請に応じなかった飲食店等についても対象外となります。以下に対象事業者のイメージを示します。



Q. 協力機関とは何ですか。

A. 本支援金の申請支援や審査については、鹿沼商工会議所及び栗野商工会を協力機関として業務提携をしています。申請に関する相談や申込については協力機関が窓口となります。原則、市では直接申請受付は行いませんので、必ず協力機関に申請を行ってください。

申請から支援金交付までの流れ



Q. 納税証明書はどこで発行されたものを提出すればよいですか。

A. 鹿沼市に納税している場合は、鹿沼市提出用の完納証明書をご提出ください。なお、市外に本店登記又は住民登録している等の理由で、鹿沼市の納税証明書を提出できない場合は、登記地又は登録地で発行された納税証明書を提出してください。

Q. 取引実態がわかる書類の「異なる年の任意の2件分」とは何ですか。

A. 2019～2021年のうち、任意で2年を選択いただき、選択した年につき1件ずつ、商品・サービス提供先（個人顧客も含む）との取引がわかる書類を提出していただきます。
例）2019年2月のA社への請求書の控えの写しとその入金を確認できる通帳の写し
+ 2020年7月のB社への領収書の控えの写し

申請相談・申請に関するお問い合わせ

受付時間 平日 9:00～17:00

※申請支援をご希望の方は必ず予約してください。

鹿沼商工会議所

睦町287-16 ☎65-1111

栗野商工会

□栗野1655-1 ☎85-2281